

安芸高田市広告掲載事業具現化のための基本指針

1. 広告掲載事業実施の趣旨

- (1) 本市の資産を広告媒体として有効活用する。
- (2) 民間企業等との協働により、本市の新たな財源を確保する。
- (3) 地域経済の活性化に資する。

2. 広告掲載媒体

- (1) 市の広報紙及び封筒等の印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市が所有する施設・構造物、土地、公用車等の財産
- (4) その他

3. 広告の掲載基準

次のいずれの要件にも該当しないことを原則とし、別に設置する審査委員会で内容の検討を行う。

- ①公序良俗に反するおそれのあるもの
- ②政治又は宗教に関するもの
- ③個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に関するもの
- ⑤その他市長が適当と認めないもの

4. 広告料等

広告料は、他市の事例及び類似した広告の掲載等にかかる市場価格等を勘案し、個別に定める。(なお、広告料収入があった部署に対し、次年度の予算編成において収入の一部を予算枠に上乗せ配分するインセンティブ方式を試行的に導入することをあわせ検討する。)

5. 根拠規程

総論については要綱で規定し、別途掲載基準を定める。また、詳細の必要事項については関係の部ごとに個別の要領で定める。

なお、行政財産を活用する場合の使用料については、行政財産の使用料に関する条例の一部を改正し規定するか、又は既存の設置管理条例を充実させる。

(別紙 体系表)

6. 指定管理者制度を導入した施設の広告

指定管理者において、広告主を募集し施設内外に広告を掲載し、広告料を徴収することを可能とする方向で整理する。ただし、この場合広告事業者を決定する前までに、その内容等について市の承認を得ることを前提とするものであり、その旨協定書に表現することとする。

7. 実施時期

平成20年4月施行(可能なものから順次取り組む。)

8. その他

ネーミングライツ(命名権)についても合わせ効力等の調査・研究を行う。
(大規模体育施設、市民ホール等)